

鹿島市有機農業・スマート農業等支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 市長は、有機農業等による農産物の高付加価値化や、先端技術の導入によるスマート農業を促進することで、農業者等の所得の向上を図るため、農産物や営農の付加価値を高める認証又は資格・免許等（以下「認証等」という。）の取得等を行う者に対し、予算の範囲内において鹿島市有機農業・スマート農業等支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その補助金の交付については、鹿島市補助金交付規則（昭和 4 7 年規則第 9 号。以下「規則」という。）及びこの要綱に定めるところによる。

(定義)

第 2 条 この要綱において「スマート農業」とは、ロボット、A I、I o T などの先端技術を活用して省力化及び高品質生産を実現する農業をいう。

(補助対象者)

第 3 条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、市内で営農を行い、かつ、市内に居住する者又は事務所を置く法人等とする。

(補助対象事業)

第 4 条 補助金の交付の対象となる事業は、補助対象者又は補助対象者の指示により親族、従業員等が、次の各号のいずれかに該当する認証等を申請年度内に取得する事業とする。

- (1) 有機 J A S 認証
- (2) G A P 認証
- (3) H A C C P 認証
- (4) スマート農業の資機材の活用のために必要な認証等
- (5) 営農改善や農業の付加価値向上につながると市長が認める認証等
- (6) 自ら生産する農産物等を活用した 6 次産業化に必要な認証等
- (7) その他前各号に類する認証等のうち市長が特に認めるもの

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、前条に規定する認証等を新たに取得するために必要な経費（システム等の導入や資機材の購入費等は除く。）とする。

2 同一経営体内で、複数名が同一の認証等を取得する場合は、1件分のみを補助対象経費として算定し、異なる種類の認証等を取得する場合は、種類ごとに補助対象経費として算定するものとする。

（補助金の額）

第6条 補助金の額は、補助対象経費の合計額（1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とし、5万円を上限とする。

（補助金の交付申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、鹿島市有機農業・スマート農業等支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

- (1) 認証等の取得が確認できる書類
- (2) 誓約書（様式第2号）
- (3) 補助対象経費が確認できる書類の写し
- (4) 市税の滞納がない証明
- (5) その他市長が必要と認める書類

2 申請者は、自己又は法人等の役員等が、次の各号のいずれにも該当する者であってはならない。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (3) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- (4) 自己、法人等若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
- (5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- (6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

3 申請者は、前項第2号から第7号までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人等又は個人であってはならない。

（補助金の交付決定及び額の確定）

第8条 市長は、前条第1項の申請があった場合は、速やかに審査し、その内容が適正であると認めるときは補助金の交付を決定し、あわせてその額を確定し、鹿島市有機農業・スマート農業等支援事業補助金交付決定及び額の確定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

（補助金の交付条件）

第9条 補助金の交付決定に付する条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 規則及びこの要綱の規定に従うこと。
- (2) 補助金に係る収入と支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、補助金の交付決定を受けた年度の翌年度から起算して5年間保管すること。
- (3) 申請者は、補助金の交付決定を受けた年度の翌年度から起算して5年間は営農を継続すること。

（補助金の請求）

第10条 申請者は、第8条に規定する通知を受けたときは、鹿島市有機農業・スマート農業等支援事業補助金交付請求書（様式第4号）を市長に提出し、補助金の請求を行うものとする。

（補助金の返還）

第11条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) 規則又はこの要綱の規定に違反したとき。
- (2) 申請書その他関係書類に虚偽の記載があったとき。
- (3) 補助金の使途に不正の行為があったとき。
- (4) 補助金の交付決定を受けた年度の翌年度から起算して5年間の期間内において、営農継続への努力を著しく怠ったと認められるとき。

（補則）

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、令和6年度分の補助金から適用する。

様式第1号（第7条関係）

鹿島市有機農業・スマート農業等支援事業補助金交付申請書

年 月 日

鹿島市長

様

申請者 住 所
申請者名
代表者名
電話番号

年度鹿島市有機農業・スマート農業等支援事業補助金の交付を受けたいので、鹿島市有機農業・スマート農業等支援事業補助金要綱第7条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 補助金申請額 円
補助対象経費内訳
合計 円

2 取組内容
取得した認証等
取得日
取得の目的
作目及び取組面積 作目 面積

3 認証等を取得した者
申請者（法人等）本人
申請者以外
氏 名
申請者との関係
同一経営体の親族（続柄： ） 従業員等
上記の取得等については申請者の指示によるものである。

様式第2号（第7条関係）

誓約書

私は、鹿島市有機農業・スマート農業等支援事業補助金の交付申請を行うに当たり、下記の内容について誓約します。

記

- (1) 補助対象者の要件を満たしています。虚偽が判明した場合は、補助金の返還に応じます。
 - (2) 鹿島市から検査・報告の求めがあった場合は、速やかにこれに応じます。
 - (3) 業種に係る営業に必要な許可等を全て有しています。
 - (4) 補助対象者は、今後も事業継続に努めます。
 - (5) 自己又は法人等の役員等が、次のいずれにも該当する者ではありません。また、次に掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人等又は個人ではありません。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - エ 自己、法人等若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- 以上

年 月 日

鹿島市長

様

申請者 住 所
申請者名
代表者名

様式第3号（第8条関係）

鹿島市有機農業・スマート農業等支援事業補助金交付決定
及び額の確定通知書

第 号
年 月 日

様

鹿島市長

年 月 日付けで申請のあった 年度鹿島市有機農業・スマート農業等支援事業補助金の交付については、下記のとおり交付することに決定し、あわせて額を確定したので、鹿島市有機農業・スマート農業等支援事業補助金交付要綱8条の規定により通知します。

補助事業の目的 及び内容	
交付決定金額	円
補助金交付予定時期	年 月
交付条件	(1) 規則及びこの要綱の規定に従うこと。 (2) 補助金に係る収入と支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、補助金の交付決定を受けた年度の翌年度から起算して5年間保管すること。 (3) 申請者は、補助金の交付決定を受けた年度の翌年度から起算して5年間は営農を継続すること。

様式第4号（第10条関係）

鹿島市有機農業・スマート農業等支援事業補助金交付請求書

年 月 日

鹿島市長 様

申請者 住 所
氏 名 ⑩
電話番号

年 月 日付け 第 号で交付決定及び額の確定通知を受けた 年度鹿島市有機農業・スマート農業等支援事業補助金について、鹿島市有機農業・スマート農業等支援事業補助金交付要綱第10条の規定により、下記のとおり請求します。

補助金の 交付決定金額		円	
交付請求金額		円	
補助金 振込口座	金融機関名	協同組合・銀行 信用金庫・信用組合 労働金庫・信連・農林中金	種目 <input type="checkbox"/> 当座
		支店 支所	<input type="checkbox"/> 普通
	口座番号		
	口座名義	フリガナ	
漢字			

* 債権者（請求者）と口座名義が異なる場合は、名義人への受領権の委任とします。